

国保制度改善強化全国大会



医療保険制度一本化の 早期実現などを決議

国保制度改善強化全国大会

国保中央会をはじめ、国保関係9団体主催による国保制度改善強化全国大会が、11月15日東京都「砂防会館（別館1階シエーンバツハ・サポー）」で開催された。

主催者挨拶に立った大西国保中央会会

長（高松市長）は、平成30年度から施行された新国保制度が将来にわたって持続可能なものとなるよう「国は毎年3400億円の公費投入を確実に実施するとともに、生活保護受給者の国保等への加入については国保財政を悪化させる恐れがあることなどから、一貫して反対する」と強く訴えた。

また、深刻さを増している医療・保健・介護の人材不足や地域偏在の問題については「早急に総合的な措置を講じるとともに、公立病院等の医療提供体制を確保するため十分な支援策を講じていただきたい」と強調した。

さらには「国保総合システムは国保運

営の基幹システムであり、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じていただくことが不可欠である」と述べた。

続いて、福岡厚生労働大臣、古川総務大臣政務官、田村自由民主党政務調査会長代行（元厚生労働大臣）、山井立憲民主党ネクスト厚生労働大臣の来賓挨拶のあと議事に入り「医療保険制度の一本化を早期に実現すること」など全12項目の決議（別掲）を満場一致で採択した。

大会終了後には決議事項の早期実現方を要請するため、国保中央会の編成による代表陳情（自由民主党班）に、本会の高橋理事長（黒石市長）並びに坂本県国保連協連絡会長（八戸市国保連協会会長）が参画するとともに、本県選出国会議員に対して高橋理事長（黒石市長）を先頭に要望活動を展開した。

「医療保険制度の一本化を早期に実現すること。」

「国保の財政基盤強化のための公費投入の確保が確実に実施されるとともに、保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の充実を図ること。」

「普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を今後も堅持するとともに、生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず国としての責任を果たすこと。」

「被用者保険の適用拡大の検討に当たっては、国保の安定的な財政運営を確保し、保険者機能を堅持するという観点を踏まえること。」

「医療・保健・介護人材の確保や地域偏在の解消のため総合的な対策を講じるとともに、公立病院等の医療提供体制を確保するため、十分な支援策を講じること。」

「医療費助成に係る地方単独事業の国庫負担減額調整措置をすべて廃止するとともに、この間の医療費助成に係る全国一律の制度の創設及びひこにも係る均等割保険料率の軽減制度の拡充を行うこと。」

「子ども子育て支援金制度については、国の責任において、国民の理解が十分得られるよう分かりやすく丁寧な周知広報等を行うとともに、国保の運営に支障を及ぼすことがないよう必要な財政措置を講ずること。」

「国保総合システムは、国保運営の基幹システムであり、その開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を確実に講ずること。」

「国保連合会が地方自治体の医療・保健・福祉業務支援の役割を十分に果たせるよう、必要な措置を講ずること。」

「国民の健康保持・増進及び医療費適正化に向けKDBシステムの更なる活用を進めるため、制度的役割の拡充を図るとともにシステム更改等に係る財政措置を講ずること。」

「医療・介護DXの推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国の責任においてマイナ保険証利用を促進し、従来の保険証の廃止に伴う追加的な事務に対して必要な支援を講ずること。」

「国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。」

決議

本日ここに、全国の国民健康保険関係者が一堂に会し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、国保制度改善強化全国大会を開催し、慎重審議した結果、次のとおり満場一致これを採択した。

国は、国民健康保険制度の現状を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望する。

記

- 一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
- 一、国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の充実を図ること。
- 一、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能を今後も堅持するとともに、生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず国としての責任を果たすこと。
- 一、被用者保険の適用拡大の検討に当たっては、国保の安定的な財政運営を確保し、保険者機能を堅持するという観点を踏まえること。
- 一、医療・保健・介護人材の確保や地域偏在の解消のため総合的な対策を講じるとともに、公立病院等の医療提供体制を確保するため、十分な支援策を講じること。
- 一、医療費助成に係る地方単独事業の国庫負担減額調整措置をすべて廃止するとともに、こどもの医療費助成に係る全国一律の制度の創設及びこどもに係る均等割保険料（税）の軽減制度の拡充を行うこと。
- 一、子ども・子育て支援金制度については、国の責任において、国民の理解が十分得られるよう分かりやすく丁寧な周知、広報等を行うとともに、国保の運営に支障を及ぼすことがないよう必要な財政措置を確実に講じること。
- 一、国保総合システムは、国保運営の基幹システムであり、その開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を確実に講じること。
- 一、国保連合会が地方自治体の医療・保健・介護・福祉業務支援の役割を十分に果たせるよう、必要な措置を講じること。
- 一、国民の健康保持・増進及び医療費適正化に向けKDBシステムの更なる活用を進めるため、制度的役割の拡充を図るとともにシステム更改等に係る財政措置を講じること。
- 一、医療・介護DXの推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国の責任においてマイナ保険証の利用を促進し、従来保険証の廃止に伴う追加的な事務に対して必要な支援を講じること。
- 一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。

右 決議する。

令和六年十一月十五日

国保制度改善強化全国大会